

平成 27 年 6 月 29 日

五泉市地域公共交通活性化協議会  
会長 伊藤 勝美

<b>0. 生活交通確保維持改善計画の名称</b>
五泉市地域内フィーダー系統確保維持計画（平成 28 年度～平成 30 年度）
<b>1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性</b> ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない
<p>五泉市においては、地域の公共交通網としてJR磐越西線が市の北部から東部を通過しており、市内に5つの駅がある。</p> <p>民営バス路線は、五泉地区から新潟市間に1路線、阿賀野市間に1路線が運行されている。利用者は減少傾向にあるものの、冬季には需要が増加するなど、雪国の公共交通網の特性を持ちながら地域住民の生活路線として位置づけられている。</p> <p>また、平成21年度に策定した「五泉市地域公共交通総合連携計画」に基づき、平成22年10月より、地域公共交通活性化・再生総合事業を活用した、ふれあいバス（基幹バス）、ごせん乗合タクシー「さくら号」の実証運行を行い、平成24年4月より本格運行に移行したところである。ふれあいバス（基幹バス）が村松地区と五泉地区を連絡する1路線、ごせん乗合タクシー「さくら号」（デマンド乗合タクシー）が、市内全域（五泉東エリア、五泉西エリア、村松エリア）に導入され、通勤・通学者や高齢者等を中心とした地域住民の生活交通を担っている。</p> <p>これらの背景をふまえ、地域公共交通確保維持事業により、ごせん乗合タクシー「さくら号」（デマンド乗合タクシー）運行を引き続き確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p>
<b>2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果</b> ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない
<b>（1）事業の目標</b>
<p>ごせん乗合タクシー「さくら号」について、本計画の期間である向こう3ヶ年の間、運行を継続し、利用者の利便性を確保・維持する。</p> <p>○目標達成の指標として、それぞれの系統の輸送人員について、前年比100%以上を維持することとし、毎年度達成状況について評価を行うものとする。</p>
<b>（2）事業の効果</b>
<p>（ごせん乗合タクシー「さくら号」の運行により、市内全域の交通空白地域を解消し、郊外と市街地の移動に利便性・交流性の高い公共交通体系が実現できる。また、ドア to ドアによる運行で高齢者等の外出支援、医療・学校・商業・公共施設等へ移動する際の利便性向上により、地域の活性化が期待できる。</p>

**3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者**

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

○ごせん乗合タクシー「さくら号」の運行予定者の選定にあたっては、下記の点を考慮し五泉市ハイタク協議会加盟の3社を選定した。

- ・平成22年10月より行ってきた実証運行の実績から、当該エリアの運行に関する知識、経験を有し、地域住民の信頼を得られているため、利用者が安心して安全な輸送が期待できる。
- ・運行エリアの近隣に事業所を有しているため、天災や車両の故障など不測の事態にも迅速に対応が可能である。
- ・地元の事業者を選定することにより、安定的に地域の交通手段を確保するとともに、雇用面も含め地域経済の安定に寄与すると考えられる。
- ・当該の運行エリアにおいてタクシー事業を運営しているため、エリア内の道路事情に精通しており、より安全で効率的な運行が期待できる。

**4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額**

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付

**5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称**

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」の運行予定者のとおり

**6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】**

※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない

該当なし

**7. 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】**

※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない

該当なし

**8. 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】**

※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない

該当なし

**9. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】**

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。

**10. 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない

該当なし

<b>1 1. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b> ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない	
(1) 事業の目標	
該当なし	
(2) 事業の効果	
該当なし	
<b>1 2. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額（表 6 及び表 7 又は表 8 及び表 9）【車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>	
該当なし	
<b>1 3. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>	
該当なし	
<b>1 4. 協議会の開催状況と主な議論</b> ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない	
平成 27 年 6 月 29 日 開催の五泉市地域公共交通活性化協議会において、H28 年度五泉市地域内フィーダー系統確保維持計画案を承認。	
<b>1 5. 利用者等の意見の反映</b> ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない	
利用者代表である老人クラブ連合会、PTA 連絡協議会の代表が構成員となっている五泉市地域公共交通活性化協議会において協議を実施、住民や利用者の意見を反映して本事業計画を作成した。	
<b>1 6. 協議会メンバーの構成員</b> ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない	
関係都道府県	新潟県新潟地域振興局企画振興部
関係市区町村	五泉市、新潟市秋葉区、加茂市福祉事務所、阿賀野市総務課
関係交通事業者・交通施設管理者等	新潟交通観光バス株式会社 蒲原鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社新潟支社 泉観光バス株式会社 公益社団法人新潟県バス協会 みどりハイヤー株式会社 新潟県新潟地域振興局新津地域整備部 五泉市都市整備課

地方運輸局	北陸信越運輸局企画観光部交通企画課 北陸信越運輸局新潟運輸支局
その他構成員	新潟県五泉警察署 老人クラブ連合会 五泉市小中学校PTA連絡協議会 長岡技術科学大学 五泉商工会議所 村松商工会 五泉市商工観光課 五泉市社会福祉協議会 五泉市健康福祉課 日本労働組合総連合会新潟県連合会下越地域協議会五泉支部 五泉市高齢福祉課 五泉市教育委員会学校教育課

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 五泉市太田1094-1  
(所 属) 五泉市企画政策課  
(氏 名) 内川 美佐子  
(電 話) 0250-43-3911  
(e-mail) kikaku@city.gosen.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統) 平成28年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型 ／デマ ン ド 型 の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保 策	基準二で該 当する要件 (別表7の み)
五泉市	泉観光バス(株)	(1)五泉乗合タクシー「さくら号」 (五泉東エリア)	4,108.5	3,568	/	デマ ン ド 型	①補助対象地 域間幹線系 統のフィー ダー系 統	・地域間幹線系統(新潟 交通観光バス大関線) 五泉駅前バス停と接続	③前年度補助対 象期間に本節に よる補助金の交 付を受けたもの
	みどりハイヤー(株)								
	(有)フラワー観光	(2)五泉乗合タクシー「さくら号」 (五泉西エリア)	1,801.0	1,566		デマ ン ド 型	①補助対象地 域間幹線系 統のフィー ダー系 統	・地域間幹線系統(新潟 交通観光バス大関線) 本町六丁目バス停と接 続	③前年度補助対 象期間に本節に よる補助金の交 付を受けたもの
	泉観光バス(株)								
	みどりハイヤー(株)								
	みどりハイヤー(株)	(3)五泉乗合タクシー「さくら号」 (村松エリア)	4,803.5	4,172		デマ ン ド 型	①補助対象地 域間幹線系 統のフィー ダー系 統	・地域間幹線系統(五泉 市ふれあいバス(基幹 バス))村松駅バス停と 接続	③前年度補助対 象期間に本節に よる補助金の交 付を受けたもの
泉観光バス(株)									
合 計				9,306					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				9,306		国庫補助 上限額 (千円)	9,306		

(注)

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統) 平成29年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型 /デマ ン ド 型 の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保 策	基準二で該 当する要件 (別表7の み)
五泉市	泉観光バス(株)	(1)五泉乗合タクシー「さくら号」 (五泉東エリア)	4,080.5	3,568	/	デマ ン ド 型	①補助対象地 域間幹線系 統のフィー ダー系 統	・地域間幹線系統(新潟 交通観光バス大関線) 五泉駅前バス停と接続	③前年度補助対 象期間に本節に よる補助金の交 付を受けたもの
	みどりハイヤー(株)								
	(有)フラワー観光	(2)五泉乗合タクシー「さくら号」 (五泉西エリア)	1,788.5	1,566		デマ ン ド 型	①補助対象地 域間幹線系 統のフィー ダー系 統	・地域間幹線系統(新潟 交通観光バス大関線) 本町六丁目バス停と接 続	③前年度補助対 象期間に本節に よる補助金の交 付を受けたもの
	泉観光バス(株)								
	みどりハイヤー(株)								
	みどりハイヤー(株)	(3)五泉乗合タクシー「さくら号」 (村松エリア)	4,771.0	4,172		デマ ン ド 型	①補助対象地 域間幹線系 統のフィー ダー系 統	・地域間幹線系統(五泉 市ふれあいバス(基幹 バス))村松駅バス停と 接続	③前年度補助対 象期間に本節に よる補助金の交 付を受けたもの
泉観光バス(株)									
合 計				9,306					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				9,306			国庫補助 上限額 (千円)	9,306	

(注)

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統) 平成30年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型 /デマ ン ド 型 の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保 策	基準二で該 当する要件 (別表7の み)
五泉市	泉観光バス(株)	(1)五泉乗合タクシー「さくら号」 (五泉東エリア)	4,080.5	3,568	/	デマ ン ド 型	①補助対象地 域間幹線系 統のフィー ダー系 統	・地域間幹線系統(新潟 交通観光バス大関線) 五泉駅前バス停と接続	③前年度補助対 象期間に本節に よる補助金の交 付を受けたもの
	みどりハイヤー(株)								
	(有)フラワー観光	(2)五泉乗合タクシー「さくら号」 (五泉西エリア)	1,788.5	1,566		デマ ン ド 型	①補助対象地 域間幹線系 統のフィー ダー系 統	・地域間幹線系統(新潟 交通観光バス大関線) 本町六丁目バス停と接 続	③前年度補助対 象期間に本節に よる補助金の交 付を受けたもの
	泉観光バス(株)								
	みどりハイヤー(株)								
	みどりハイヤー(株)	(3)五泉乗合タクシー「さくら号」 (村松エリア)	4,771.0	4,172		デマ ン ド 型	①補助対象地 域間幹線系 統のフィー ダー系 統	・地域間幹線系統(五泉 市ふれあいバス(基幹 バス))村松駅バス停と 接続	③前年度補助対 象期間に本節に よる補助金の交 付を受けたもの
泉観光バス(株)									
合 計				9,306					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				9,306		国庫補助 上限額 (千円)	9,306		

(注)

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	五泉市
------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	31,530
交通不便地域	3,096

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
1,367	旧十全村	山村振興法
1,729	旧川内村	山村振興法

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
31,530人	$31,530 \times 200\text{円} + 300\text{万円}$	9,306,000

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する事業年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。  
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑫)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図  
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)